

# 平成20年度 町予算の概要

3月11日に開会された第1回町議会定例会で平成20年度の町予算が可決されました。

巨額の累積赤字に加え、地方交付税の削減や財源不足の取り崩しにより底をついた基金。財政の硬直化が一層進行する中、平成20年度決算からはいよいよ地方自治体の財政健全化を示す新たな判断指標が適用されることとなります。

「財政再生団体」入り回避へ、財政再建に向けた新年度予算の概要についてお知らせします。

## 一般会計予算は

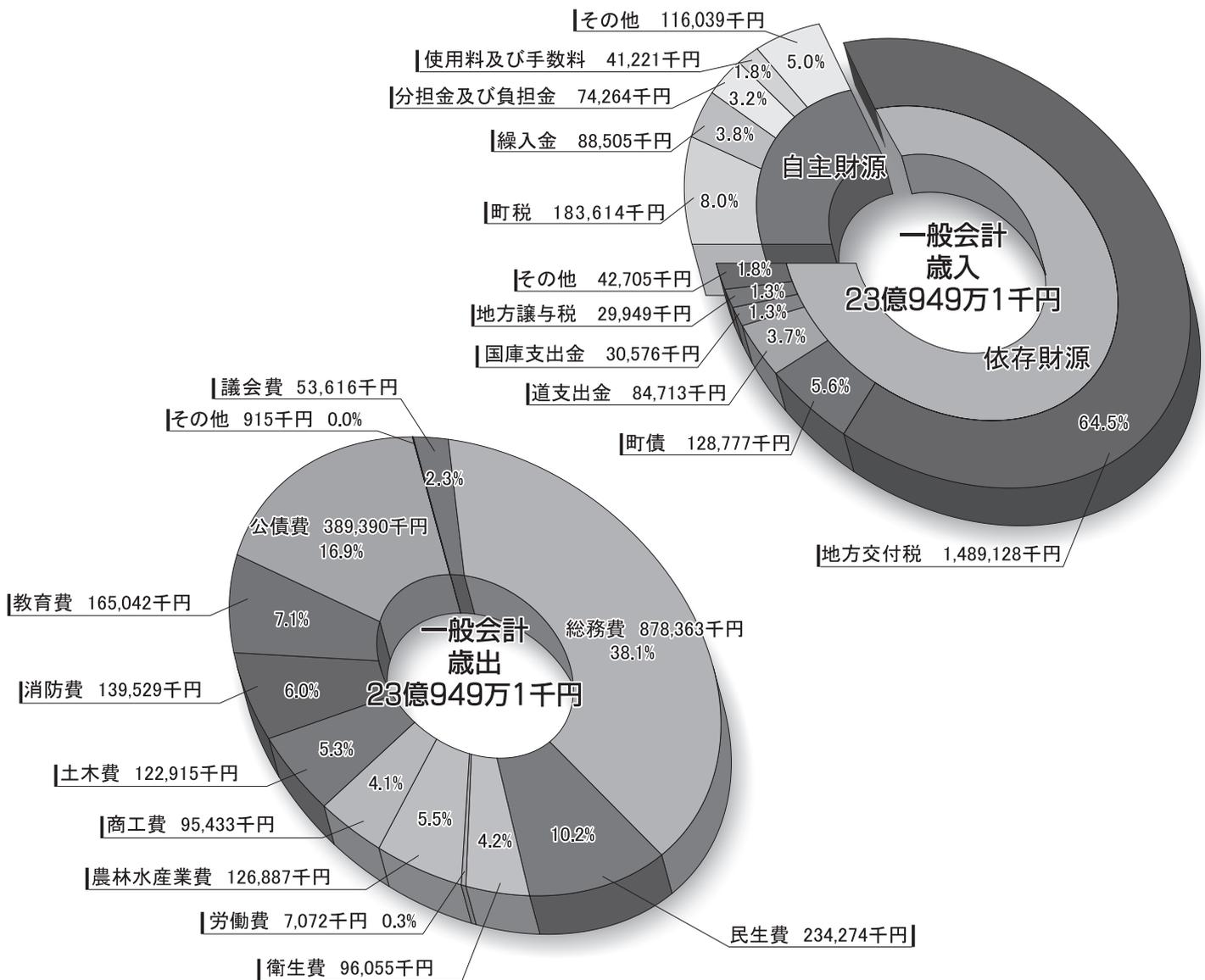
8年連続の減少

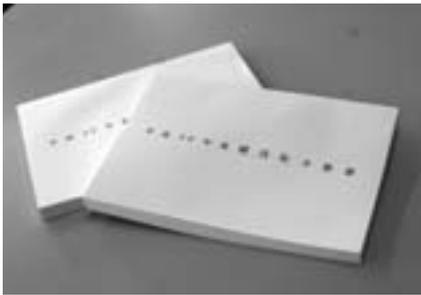
本年度の予算は、一般会計と特別会計を合わせた総額が、41億1,766万9千円で、前年度と比べて6・5%（前年最終補正比25・0%）の減少となりました。

一般会計は町税や地方交付税などを財源に、町の基本的な仕事を行うものです。本年度の一般会計予算は前年当初比0・6%減（前年最終補正比3・6%減）の23億949万1千円で、8年連続の減少となりました。

特別会計は特定の財源で特定の事業を行うもので、本年度は新しく創設された後期高齢者医療会計など8つあります。その総額は18億817万8千円で前年当初比13・1%減（前年最終補正比41・7%減）となっています。

歳入の6割以上を占める地方交付税は、国の地方財政計画の動向などを考慮して前年度から7・9%減の14億8千9百万円を計上しています。また財源不足は各種基金を取り崩し8千9百万円を繰り入れることで、補





# 「財政再建元年」 改革の弛まぬ努力を

いきましたが、20年度末の基金残高は、法定等により取り崩すことができないものを除くと、2千5百万円と既に底をつき、基金に頼ることのできない更に厳しい財政運営をしいられることとなります。

## 連結実質赤字比率37%(見込)

行財政改革の推進が不可欠

一般会計から特別会計への繰入金総額は、前年度比4千4百万円(9%)増の5億3千4百万円とし、国民健康保険事業会計の19年度決算見込みで累積赤字額8億2千5百万円から1億3千5百万円を解消することで20年度決算では6億9千万円まで圧縮できる見通しです。

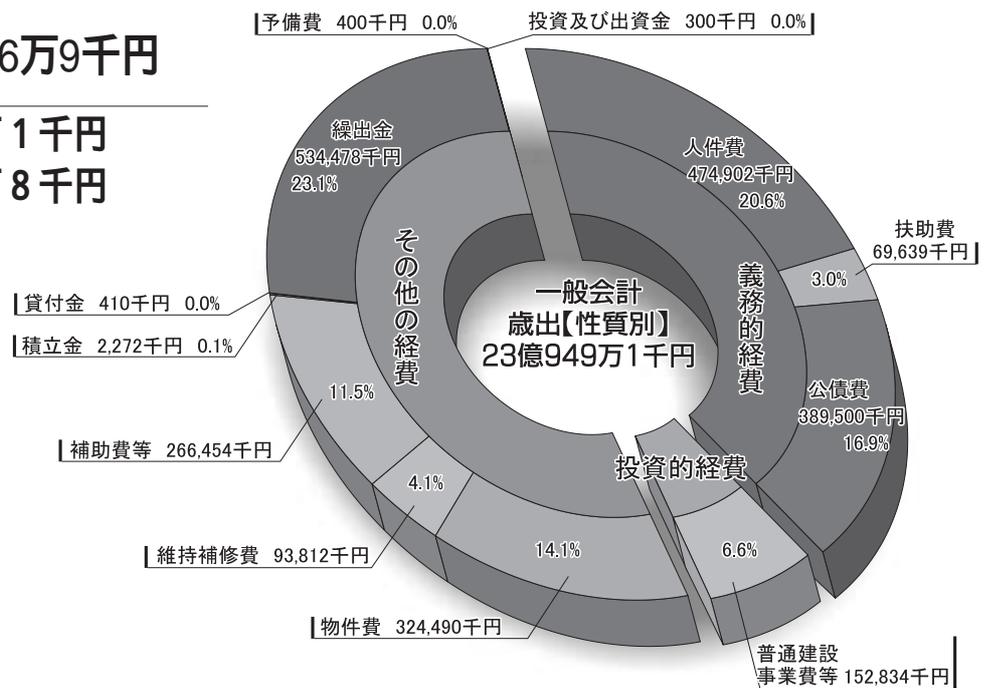
これにより、20年度決算から適用され、積丹町がポイントとなる財政再生団体入りの基準の一つの「連結実質赤字比率」は41.8%から37%まで減少し、経過措置期間である20年度決算時基準の40%はかろうじて下回ることができます。

しかし、23年度以降の財政再生団体入りの基準である30%を下回るには、更なる行財政改革の推進が必要で、現在策定作業

予算総額 41億1,766万9千円

一般会計 23億949万1千円

特別会計 18億817万8千円



会計別予算額

(単位:千円)

会計別	平成20年度	平成19年度	増減額	増減率	一般会計からの繰入金	
一般会計	2,309,491	2,323,200	13,709	0.59%	-	
老人保健	69,250	582,400	513,150	88.11%	6,602	
簡易水道事業	180,132	146,919	33,213	22.61%	91,971	
国民健康保険事業	事業勘定	630,584	628,228	2,356	0.38%	93,172
	直診勘定	194,766	90,043	104,723	116.30%	128,140
下水道事業	87,498	92,036	4,538	4.93%	35,064	
介護保険事業	353,395	283,697	69,698	24.57%	70,374	
介護福祉サービス事業	40,654	43,500	2,846	6.54%	13,758	
産業交流雇用対策推進事業	211,781	213,207	1,426	0.67%	79,670	
後期高齢者医療	40,118	0	40,118	皆増	15,727	
合計	4,117,669	4,403,230	285,561	6.49%	534,478	



を進めている積丹町財政健全化計画の実効性の確保が求められます。

### 行財政改革の取り組み

20年度2億6千万円予算に反映

積丹町財政健全化計画(素案)で示した20年度の行財政改革の取り組みとしては、60項目の事務事業で2億6千2百万円を予算に反映することができました。

主なものとしては、町内の各種団体への補助金や交付金1千万円の減や職員人件費8千9百万円の減のほか、農林漁業者センターの休止や味処しゃこたん・小泊野営場の民間委託など施設の見直しを行います。

一方で、各種サービス利用の負担水準を見直し、へき地保育所の負担金や下水道使用料、高齢者福祉サービス利用料などの引き上げも行います。

財政再生団体入りの回避に向け、財政健全化に向けた取り組みを推進し、少ない経費で最大の効果を生み出せるよう努めます。

町民の皆さんの一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 平成20年度 行財政改革の取り組み

### 利用者負担水準等の見直し

- (1)へき地保育所負担金  
保育料月額6,000円 9,000円(50%増)
- (2)下水道使用料  
一般基本料金月額1,050円 1,575円(50%増)
- (3)学校給食費負担金  
小学校月額3,700円 4,200円(14%増)  
中学校月額4,400円 4,900円(11%増)
- (4)福祉サービス利用負担金

事業名	単位	現行	改正後	増減率
高齢者居宅提供事業(「やすらぎ」入居)	月額	5万円	6万円	20%増
高齢者短期入所事業	1日	1,000円	2,000円	100%増
配食サービス事業	1回	300円	550円	83%増
高齢者軽度生活援助事業	1時間	150円	700円	366%増
外出サービス事業	1時間	無料	500円	皆増
除雪サービス事業	1時間	150円	600円	300%増
介護予防支援通所事業	1回	320円	450円	40%増

- (5)介護保険サービス軽減措置の廃止  
通所介護利用者負担金 利用者負担率 1 / 2 助成 廃止  
訪問介護利用者負担金 利用者負担率 1 / 2 助成 廃止
- (6)敬老祝金  
90歳 2万円 廃止  
95歳 3万円 廃止  
100歳 20万円 10万円

### 見直しする町施設等

- ・農林漁業者センター 休止
- ・水産種苗生産センター 休止
- ・季節労働者生活安定資金貸付 廃止
- ・商工観光業近代化  
資金利子補給 新規承認の休止
- ・野外スポーツ林スキー場 → リフト運行の休止
- ・味処しゃこたん・小泊野営場 民間運営

### 町職員人件費(特別会計職員含む)

(単位:人、千円)

区分	平成20年度		平成19年度	
	職員数	予算額	職員数	予算額
特別職	3	29,500	3	38,943
一般職	68	480,756	72	560,350
合計	71	510,256	75	599,293

### 町内団体等への補助金、交付金 (単位:件、千円)

平成20年度		平成19年度		比較		
件数	予算額	件数	予算額	件数	予算額	増減率
4	34,082	5	44,885	7	10,803	24.1%

区分	比較		
	職員数	予算額	増減率
特別職	0	9,443	24.2%
一般職	4	79,594	14.2%
合計	4	89,037	14.9%



# 「まちのお金の使い道」 今年度はどんなことが 行われるの？

## 農林業振興のために

優良家畜たい肥の特性を活かした有機、減農薬栽培手法を助長する「家畜ふん尿利活用推進事業」を継続実施します。酪農・畜産では、個体ごとの乳質の更なる改善を図るとともに乳牛検定事業の充実した取り組みを行い、生乳の生産性向上と乳質の徹底した向上対策を推進します。

造林事業として、婦美及び神岬団地で総延長12kmの作業道の新設等を行います。

## 漁業振興のために

資源増殖放流事業として、ウニ二種苗（10mm）を17万粒放流するほか、本年度から漁獲を目的としたニシン稚魚の放流を実施します。東しゃこたん漁業協同組合における本年度の放流計画数は9万尾を予定しています。また、資源管理事業として密漁防止対策を実施します。

## 観光振興のために

老朽化の進行が著しい神威岬遊歩道の橋梁の改修工事を行い観光客の安全な通行を確保します。

積丹ソーラン味覚祭りやどっこい積丹冬の陣のイベント運営を支援します。

## 地域コミュニティ形成のために

総合文化センターや各地区会館の管理・運営を行います。本年度は、野塚克雪管理センターのトイレの改修工事を行います。

## 防火対策に

消防法の改正で住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことにより、昨年から3か年計画で公営住宅に火災警報器を設置します。今年は5棟20戸に設置します。

## 積丹消防団第一分団の小型ポンプを更新します。

## 町民の健康維持のために

疾病等の早期発見や予防に重点を置き、年2回町民総合健診を実施し、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診等を行います。また、年1回乳がん、子宮がん検診も行います。

## 町立診療所への送迎に

余別・入舸管内の町立診療所に通院する方を対象に、町有の無料送迎バスの運行を継続実施します。

## 高齢者の健康増進に

75歳以上の高齢者及び3級以上の身体障害者並びに養育手帳

受給者に対し、岬の湯しゃこたん無料優待券を交付します。

また、毎週火・金曜日には岬のしゃこたんまで町有の無料送迎バスを運行します。

## 寝たきりの人を介護される方に

在宅の要介護4又は5及び寝たきりの障害者等を介護している家族等に対して、1か月1万円を支給します。

## 子育て支援のために

妊娠期の計5回分の一般健康診

査と超音波検査の助成をします。

びくに保育所併設の子育て支援センターを開放し、子育て家庭に対する育児不安などの相談、同世代の友達づくり、親同士ふれあいの場を提供します。

乳幼児医療費の軽減を図るため、本年10月から入院に係る対象年齢を小学6年生までに拡大します。

小学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。

### ご存じですか！ 児童手当

子どものいる家庭を対象に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当が支給されます。今回は、児童手当についてお知らせします。

児童手当とは  
「小学校修了前」までの間にある児童を養育し、所得が一定額未満の方に支給されます。

支給月額及び支給時期  
・支給月額

	・支給時期	
	3歳未満の児童	3歳以上の児童
第1子	10,000円	5,000円
第2子	10,000円	5,000円
第3子	10,000円	10,000円
	10月中旬	6月分～9月分
	2月中旬	10月分～1月分
	6月中旬	2月分～5月分

手続きに必要な書類等  
・年金加入証明書 ・児童手当用所得証明書 ・請求者の預金通帳など  
続けて手当を受ける場合  
児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

次に該当する場合は、届出をしてください  
・児童の数が増減したとき（出生・死亡等）  
・他の市区町村に転出するとき  
・対象児童と住所が別になったとき  
・公務員になったとき  
・結婚または離婚等で、児童の養育者が変わったとき

【問い合わせ先】 町住民福祉課（44-2111）